日高信用金庫半期ディスクロージャー誌
【2025 年 4 月 1 日～2025 年 9 月 30 日】

REPORT 2025

HIDAKA SHINKIN BANK
2025 Disclosure

ひだかしんきんレポート 2025



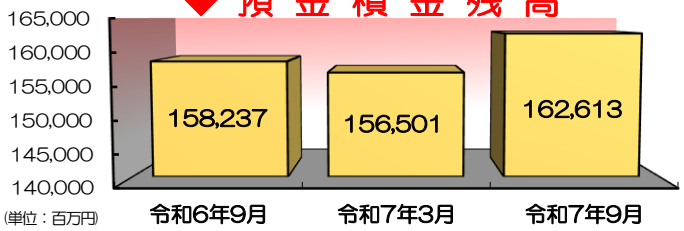
まごころ ふれ愛
日高信用金庫
URL http://www.shinkin.co.jp/hidaka/

日高信用金庫とお客さまとのつながり

当金庫は、協同組織金融機関の特性と独自性を発揮して、地域社会の持続的な発展に貢献していくことを基本とし、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に向け積極的に取組んでおります。

詳しくは、当金庫のホームページをご覧ください。

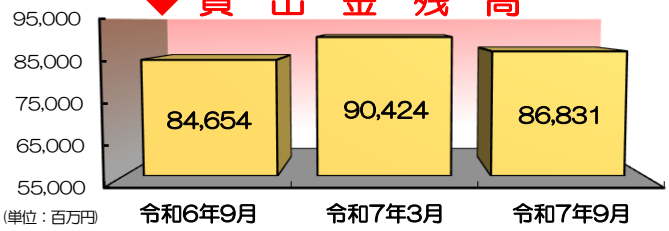
◆ 預 金 積 金 残 高



■お客さまの預金について

預金積金残高　162,613 百万円（譲渡性預金を含む）

◆ 貸 出 金 残 高



■地域のお客さまにご利用頂いた貸出金について

貸出金残高　86,831 百万円（預貸率 53.39%）

◆ 貸出金業種別内訳

（単位：百万円、%）

	令和６年９月期		令和７年３月期		令和７年９月期	
	残　高	構成比	残　高	構成比	残　高	構成比
製造業	5,257	6.20	5,060	5.59	5,524	6.36
農業、林業	3,993	4.71	3,986	4.40	4,135	4.76
漁業	60	0.07	60	0.06	66	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	391	0.46	376	0.41	368	0.42
建設業	5,134	6.06	6,714	7.42	5,364	6.17
電気、ガス、熱供給、水道業	670	0.79	663	0.73	467	0.53
情報通信業	72	0.08	67	0.07	95	0.10
運輸業、郵便業	532	0.62	443	0.48	411	0.47
卸売業、小売業	4,020	4.74	3,926	4.34	4,471	5.14
金融業、保険業	1,051	1.24	1,043	1.15	1,541	1.77
不動産業	37,078	43.79	37,974	41.99	37,885	43.63
物品賃貸業	2,382	2.81	2,312	2.55	2,395	2.75
学術研究、専門・技術サービス業	494	0.58	848	0.93	697	0.80
宿泊業	248	0.29	246	0.27	451	0.51
飲食業	536	0.63	549	0.60	535	0.61
生活関連サービス業、娯楽業	1,004	1.18	1,030	1.13	1,032	1.18
教育、学習支援業	307	0.36	297	0.32	295	0.33
医療、福祉	1,211	1.43	1,182	1.30	1,172	1.34
その他のサービス	1,719	2.03	1,673	1.85	1,872	2.15
小計	66,169	78.16	68,461	75.71	68,786	79.21
地方公共団体	6,365	7.51	9,336	10.32	5,253	6.04
個人	12,119	14.31	12,626	13.96	12,791	14.73
合計	84,654	100.00	90,424	100.00	86,831	100.00

（注）　業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆ 損益の状況

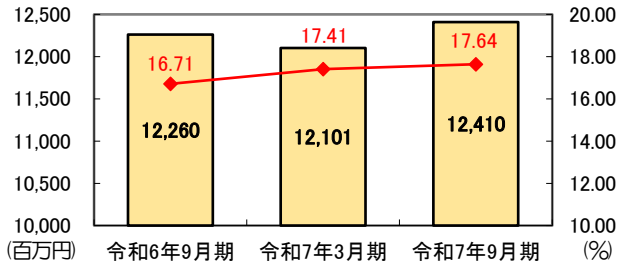
（単位：百万円）

項　目	令和６年９月期	令和７年３月期	令和７年９月期
経常収益	1,172	2,384	1,385
経常費用	853	1,950	947
経常利益	318	434	438
業務純益	345	491	380
当期純利益	221	92	326

◆ 自己資本の額および自己資本比率の状況

令和７年９月期仮決算の自己資本の額は**１２４億円**となっております。

自己資本比率は**17.64%**と、金融庁が示す国内で業務を行う金融機関の基準値である４%はもとより、国際基準の８%を大きく上回る水準を維持しております。



自己資本比率算出式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額}}{\text{リスク・アセット等の額の合計額}}$$

金融機関の自己資本比率は、金融機関の健全性を示す評価基準となります。この数値が大きいほど経営の健全性が高いと評価されております。

自己資本比率は、自己資本の額をリスク・アセット等の額で除して算出されますが、このリスク・アセットとは、資産（貸出金や有価証券など）に関する貸倒れの危険性の総量のことで、資産の種類ごとに一律のリスク・ウェイトを乗じて算出しております。

令和７年９月期仮決算において、リスク・アセットの額(分母)が前期末から増加しましたが、収益を計上したことで自己資本の額(分子)が前期末から増加したため、自己資本比率は上昇しました。

自己資本比率は、金融機関の国内基準である４%の４倍以上を維持しており、経営の健全性は保たれております。

◆ 自己資本の充実度の状況について

１．自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからの普通出資金および利益剰余金等により構成されております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

（単位：百万円、%）

項　　目	令和７年３月期	令和７年９月期
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,311	12,639
うち、出資金及び資本剰余金の額	365	366
うち、利益剰余金の額	11,961	12,273
うち、外部流出予定額（△）	14	―
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	237	234
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	237	234
コア資本に係る基礎項目の額（A）	12,549	12,874
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	11	12
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	12
前払年金費用の額	436	451
コア資本に係る調整項目の額（B）	447	463
自己資本		
自己資本の額［（A）－（B）］（C）	12,101	12,410
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	66,102	66,948
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８%で除して得た額	3,402	3,402
リスク・アセット等の額の合計額（D）	69,504	70,350
自己資本比率		
自己資本比率［（C）÷（D）］	17.41	17.64

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第１項において準用する銀行法第 14 条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2．自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、特別積立金の積上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積上げを基本的な方針としております。

【自己資本の充実度に関する事項】

（単位：百万円）

項　　目	令和７年３月期		令和７年９月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	66,102	2,644	66,948	2,677
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	66,102	2,644	66,948	2,677
地方公共団体金融機構向け	280	11	280	11
我が国の政府関係機関向け	421	16	421	16
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,062	162	4,277	171
第一種金融商品取引業者向け	－	－	100	4
法人等向け	18,494	739	18,476	739
中堅中小企業向け及び個人向け	1,951	78	2,230	89
トランザクター向け	101	4	99	3
不動産関連向け	33,341	1,333	35,070	1,402
自己居住用不動産等向け	3,519	140	3,469	138
賃貸用不動産向け	25,941	1,037	26,257	1,050
事業用不動産関連向け	3,859	154	5,325	213
その他不動産関連向け	21	0	19	0
延滞等向け	986	39	751	30
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	102	4	106	4
取立未済手形	4	0	5	0
信用保証協会等による保証付	630	25	651	26
株式等	1,475	59	136	5
上記以外	3,457	138	3,539	141
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	751	30	751	30
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	734	29	734	29
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	206	8	123	4
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	1,204	48	902	36
上記以外のエクスポージャー	560	22	1,027	41
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	873	34	980	39
ルック・スルー方式	873	34	980	39
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	3,402	136	3,402	136
ＢＩ	2,268		2,268	
ＢＩＣ	272		272	
ハ.単体総所要自己資本額(イ＋ロ)	69,504	2,780	70,350	2,814

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク･アセット×４％
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ･バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつＩＬＭを「１」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額×４％

◆ 有価証券の時価情報

●満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	令和７年３月期			令和７年９月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	1,489	1,536	47	999	1,035	35
	社債	9	10	0	－	－	－
	その他	－	－	－	100	102	2
	小計	1,499	1,546	47	1,099	1,137	38
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	98	95	△3	98	94	△4
	地方債	－	－	－	591	590	△1
	社債	613	568	△45	702	647	△55
	その他	1,200	925	△274	1,300	1,005	△294
	小計	1,912	1,588	△324	2,693	2,337	△356
合計		3,412	3,135	△277	3,793	3,475	△318

（注）1．時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券です。
3．市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

●その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	令和７年３月期			令和７年９月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－	－	－	－
	債券	5,892	5,809	82	3,026	3,004	21
	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	3,054	3,008	45	1,215	1,203	11
	社債	2,837	2,801	36	1,810	1,800	9
	その他	610	584	26	1,122	1,084	38
	小計	6,502	6,393	108	4,149	4,088	60
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－	－	－	－
	債券	30,184	35,800	△5,616	32,218	38,628	△6,409
	国債	7,413	9,025	△1,611	7,138	9,027	△1,889
	地方債	11,133	13,234	△2,101	12,588	14,957	△2,368
	社債	11,637	13,540	△1,903	12,491	14,642	△2,151
	その他	6,249	7,259	△1,009	5,034	6,136	△1,102
	小計	36,433	43,060	△6,626	37,252	44,765	△7,512
合計		42,936	49,454	△6,517	41,401	48,853	△7,452

（注）1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券、投資信託、その他の証券です。
3．市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

◆ 信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区　分		開示残高（A）	保全額（B）	担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金（D）	保全率（B）/（A）	引当率 (D)/(A-C)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和７年３月期	689	689	260	429	100.00	100.00
	令和７年９月期	685	685	303	382	100.00	100.00
危険債権	令和７年３月期	2,412	2,301	1,913	387	95.37	77.63
	令和７年９月期	2,159	2,044	1,647	396	94.64	77.43
要管理債権	令和７年３月期	93	85	71	13	91.62	64.16
	令和７年９月期	100	47	31	15	46.63	21.94
三月以上延滞債権	令和７年３月期	33	31	26	5	95.29	－
	令和７年９月期	0	0	0	0	114.99	－
貸出条件緩和債権	令和７年３月期	59	53	44	8	89.57	58.98
	令和７年９月期	100	46	31	15	46.42	21.87
小　計（a）	令和７年３月期	3,195	3,075	2,245	830	96.25	87.42
	令和７年９月期	2,946	2,777	1,983	794	94.24	82.41
正常債権（b）	令和７年３月期	87,421					
	令和７年９月期	84,154					
合　計（a）+（b）	令和７年３月期	90,616					
	令和７年９月期	87,101					

（注）1.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「正常債権」（b）とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
7.「担保・保証等による回収見込額」（C）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」（D）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ＡＤＲ制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。
お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

【日高信用金庫　経営管理部　コンプライアンス課】　住　　所：〒057-0013　浦河郡浦河町大通２丁目３１番地の２
電話番号：0120-078-390

●受付時間：当金庫営業日の午前９時～午後５時　　●受付媒体：電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部コンプライアンス課にご相談ください。

【全国しんきん相談所】
住　　所：〒103-0028　東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号：03-3517-5825

●受付時間：信用金庫営業日の午前９時～午後５時

【北海道地区しんきん相談所】
住　　所：〒060-0005　札幌市中央区北５条西 5-2-5
電話番号：011-221-3273

●受付媒体：電話、手紙、面談

札幌弁護士会(電話：011-251-7730)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会のホームページをご覧ください。

店舗・ＡＴＭコーナーのご案内

■店舗のご案内

店舗名	住　所	電話番号	ＡＴＭ営業時間		
			平　日	土曜日	日曜・祝日
本店営業部※	〒057-0013 浦河郡浦河町大通２丁目１番地２	(0146) 22-4111	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
堺町支店	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西１丁目83番59号	(0146) 22-5611	8:45～18:00	9:00～17:00	—
静内支店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町１丁目１番15号	(0146) 42-1531	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
三石支店	〒059-3108 日高郡新ひだか町三石本町197番地23	(0146) 33-2311	8:45～18:00	9:00～17:00	—
様似支店	〒058-0014 様似郡様似町大通２丁目35番地２	(0146) 36-2341	8:45～18:00	9:00～17:00	—
えりも支店	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町170番地１	(01466) 2-2311	8:45～18:00	9:00～17:00	—
広尾支店※	〒089-2615 広尾郡広尾町本通８丁目７番地の１	(01558) 2-3161	8:45～18:00	9:00～17:00	—
札幌支店	〒060-0004 札幌市中央区北４条西５丁目１番地４ 大樹生命札幌共同ビル4階	(011) 200-7070	—	—	—

※本店営業部は現在、店舗建替に伴い上記住所にて仮店舗営業しております。
※広尾支店は 11:30～12:30 の間、窓口を閉鎖しております。

■店外ＡＴＭ設置場所

名　称	住　所	ＡＴＭ営業時間			
		平　日	土曜日	日曜日	祝　日
浦河町役場内	浦河郡浦河町築地１丁目３番１号	9:00～16:00	—	—	—
浦河赤十字病院内	浦河郡浦河町東町ちのみ１丁目２番１号	9:00～18:00	—	—	—
浦河町パセオ堺町店内	浦河郡浦河町堺町東６丁目４９３	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
マックスバリュ静内店内	日高郡新ひだか町静内木場町１丁目１―69	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
日高徳洲会病院内	日高郡新ひだか町静内こうせい町１丁目 10番27号	9:00～18:00	9:00～17:00	―	―

視覚に障がいをお持ちの方に配慮した「ハンドセット付ＡＴＭ」の設置について

当金庫の全てのＡＴＭは、視覚に障がいのある方でも操作が可能な「ハンドセット付ＡＴＭ」となっております。(なお、札幌支店はＡＴＭを設置しておりません。)

まごころ ふれ愛
日高信用金庫